



目で見る**森林**・**林業**

— 滋賀県森林・林業統計要覧（令和5年度）概要版 —



滋賀県

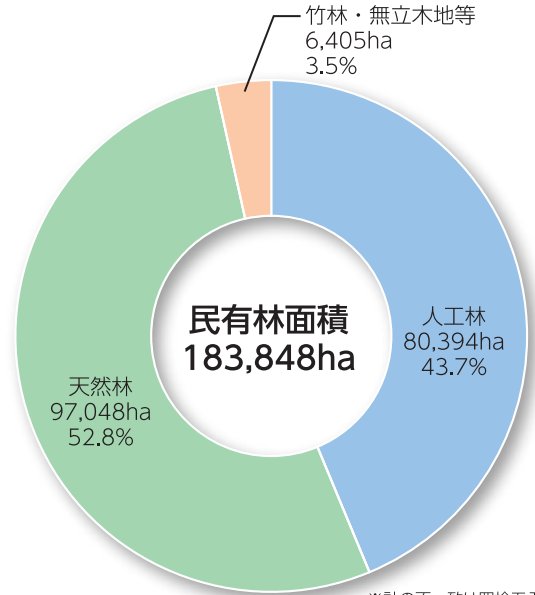


森林は琵琶湖の
約3倍の面積です

人工林の割合は**43.7%**
天然林の割合は**52.8%**

本県の人工林率は、全国平均とほぼ同じです。
(全国：人工林率 40%)

【林種別民有林面積】



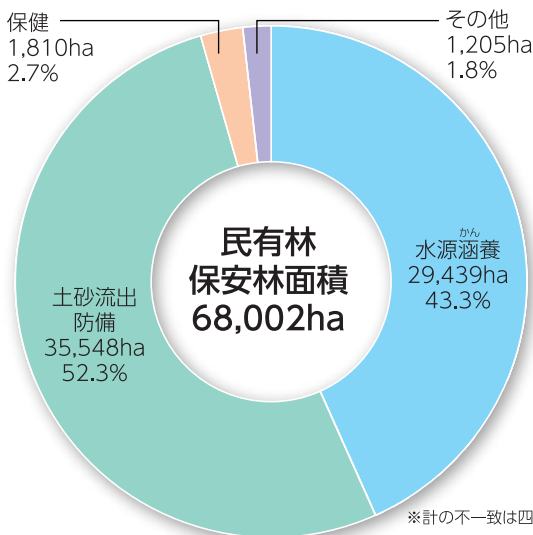
※計の不一致は四捨五入による

※人工林：人の手によって苗木を植えたり、種をまいて育てた森林
※天然林：自然の力によって発芽、成立した森林
(発芽後に手入れをおこなった場合を含む。)

民有林のうち**37.0%**が
保安林に指定されています

重要な働きをする森林は保安林に指定されています。
保安林のうち、水源涵養保安林と土砂流出防備保安林
で95.6%を占めています。本県では、琵琶湖の水源涵養
を図る目的で、水源涵養保安林の指定に力を入れています。

【保安林の指定目的別面積】



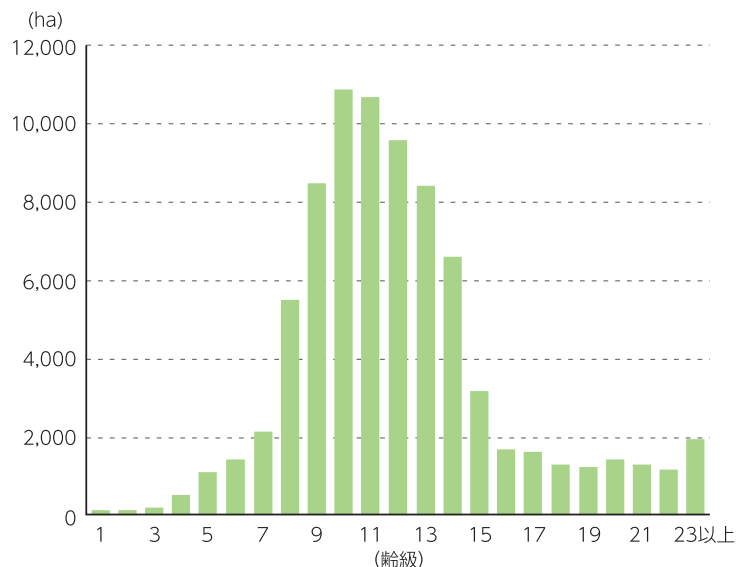
※計の不一致は四捨五入による

※保安林：私たちの暮らしを守るために、水源涵養や山地災害防止など、特に重要な役割を果たしている森林
※水源涵養機能：洪水を防ぐとともに、雨水を地下水として蓄え、徐々に川へ送り出す機能
※土砂流出防備機能：土砂の流出を防ぐ機能

人工林のうち**8割**は
主伐による利用が可能な森林です

人工林のうち、主伐による利用が可能な森林(10齢級以上)は76%となります。これまでの資源の造成期から、現在は資源の利用期に本格的に移行しています。

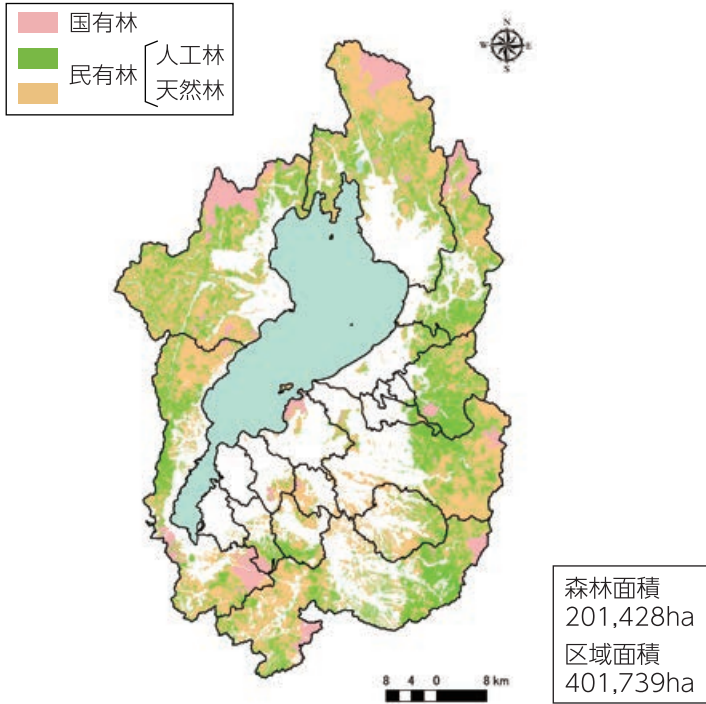
【人工林の齢級別面積(民有林)】



※齢級：森林の林齢を5か年でひとくりにしたもの。
例えば、林齢1～5年生までは1齢級、6～10年生までは2齢級となります。
※主伐：利用できる時期に達した立木を伐採すること。

森林面積は県土の約半分を占めています

【滋賀県森林分布図】



※第6,7回自然環境保全基礎調査データ、滋賀県森林GISデータより作成

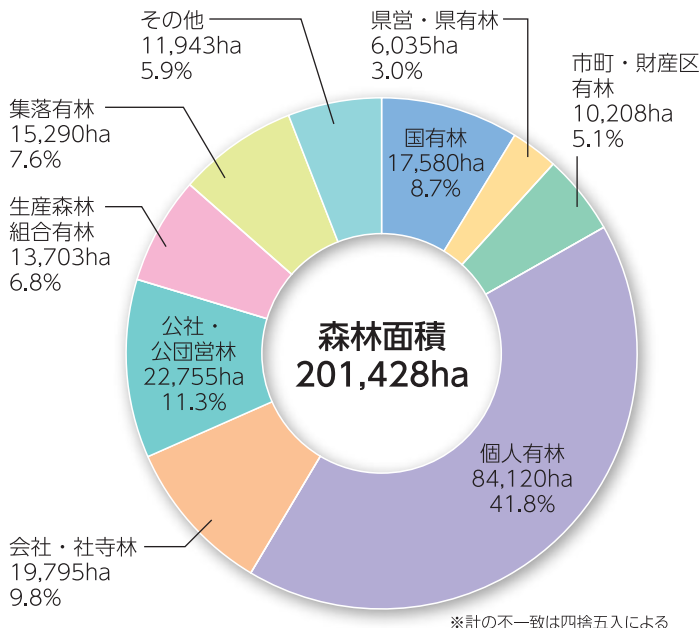


滋賀県の約半分は森林です

民有林が9割を占めています

民有林の占める割合が多く、その中でも個人が所有する森林が41.8%と、一番多くなっています。

【所有形態別森林面積】

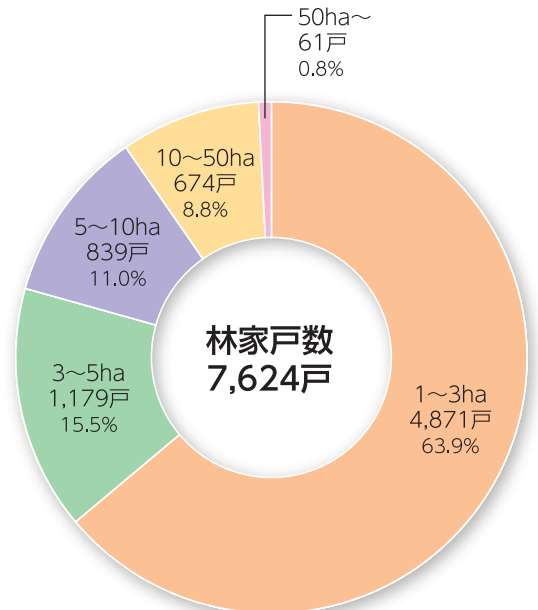


※民有林：国有林以外の森林。
 県・市町・財産区等が所有する「公有林」と、個人・企業・団体等が所有する「私有林」に区分されます。

小規模経営の林家が8割を占めています

1ha以上の森林を所有している林家のうち、5ha未満の小規模林家が全体の約80%を占めています。

【保有山林規模別林家戸数】



※林家：所有山林が1ha以上の世帯

私たちの生活を守るために治山事業を実施しています

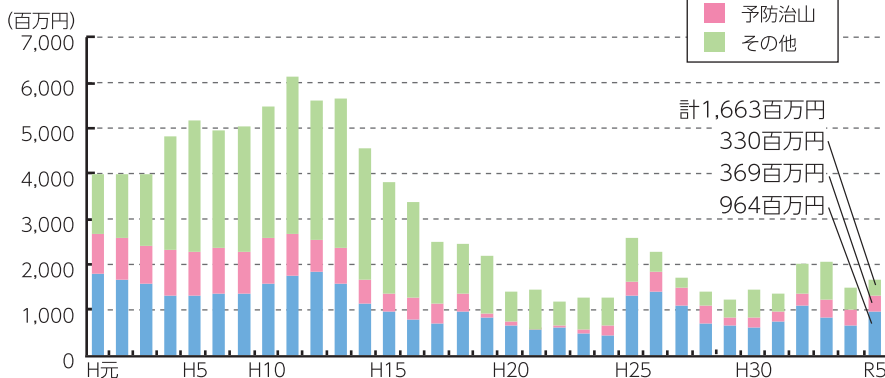
治山事業は、山地災害から県民の生命・財産を守るとともに、森林における水源涵養や生活環境の保全・形成等を目的として実施するものです。

また、台風災害の復旧などに取り組んでいます。



▲治山施設(谷止工)

【治山事業実施の推移】



※復旧治山：山腹崩壊地、はげ山、荒廃渓流などを復旧整備する事業

※予防治山：荒廃のきざしのある渓流などを整備し、災害を未然に防止する事業

※その他：水源涵養や生活環境の保全・向上を図るための森林整備などを実施する事業（単独治山を含む）

間伐を推進しています

木々が生長し、林内が過密になると間伐が必要になります。間伐により木々が健全に育つとともに、林内に光が入り、下草が生えることによって土壌が保全され、森林の持つ多面的な機能が発揮されます。

また、地球温暖化防止対策としても、間伐による整備が求められています。

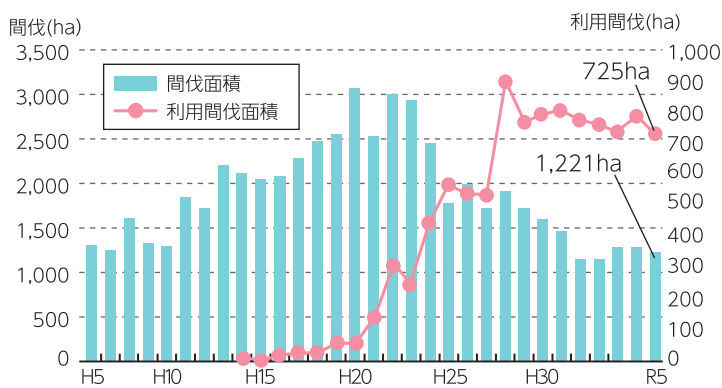
近年は、成熟期を迎えた林分が多くなっているため、資源として活用しつつ残した木の生長を促す利用間伐（搬出間伐）を積極的に進めています。



▲間伐された森林

※間伐：生長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること

【間伐実施面積、利用間伐面積の推移】

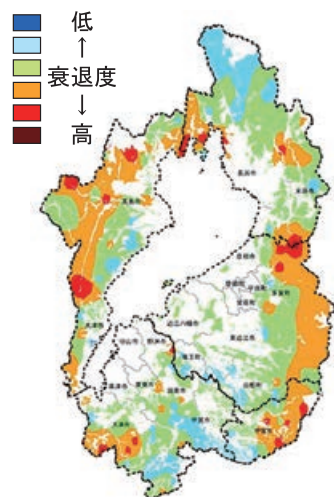


※利用間伐は、国庫補助金にかかるもののみを計上している。

ニホンジカによる被害対策を実施しています

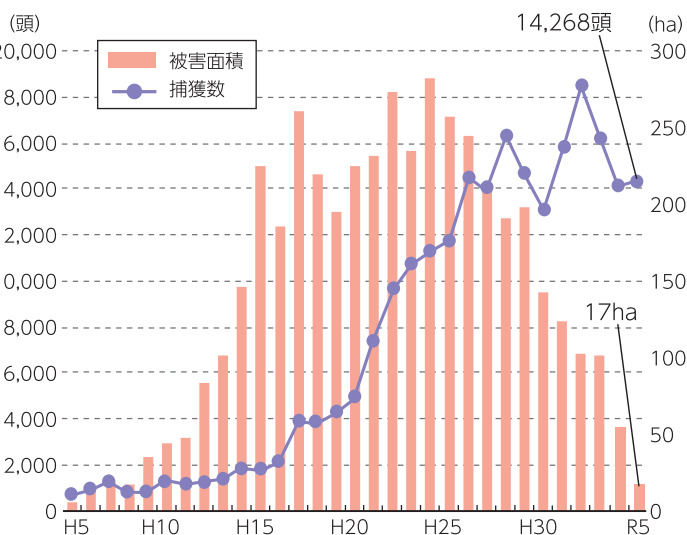
ニホンジカによる森林被害は近年になって急激に増加し、県内の森林に深刻な影響を与えています。

植栽後間もない稚樹の食害や成木の剥皮被害など、樹木に対する直接的被害に加え、近年は主伐後に植栽された幼木に対する被害も問題になっています。森林被害対策として獣害防止柵の設置、幹へのテープ巻きおよび捕獲などの対策を進めています。



▲下層植生の衰退状況（令和4年度調査）

【ニホンジカによる森林被害面積と捕獲頭数の推移】



▲ニホンジカによる剥皮被害

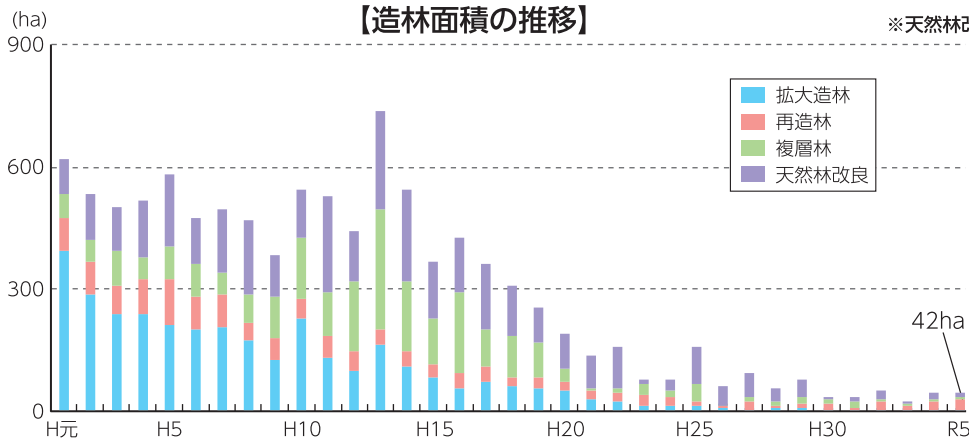


▲剥皮被害対策（テープ巻き）

次世代の森林を育成するため再造林を推進しています

新たな造林面積は年々減少していますが、今後は「伐って、使って、植えて、育てる」という林業の持続的な循環の取組みを進め、また花粉発生源対策としても、主伐と花粉の少ない苗木等への植え替えを進めていきます。

- ※**拡大造林**：天然林を伐採した跡地や原野に、人の手で苗木を植え育てること
- ※**再造林**：人工林を伐採した跡地に再び造林を行うこと
- ※**複層林**：伐採を一度に行わず、大きな木の下に若い木を育て、林齢や樹種の異なる木で構成される森林
- ※**天然林改良**：天然林の様々な木が自然に更新され、健全な森林となるよう除伐や抜き伐りをする事



▲手入れのいきとどいた森林

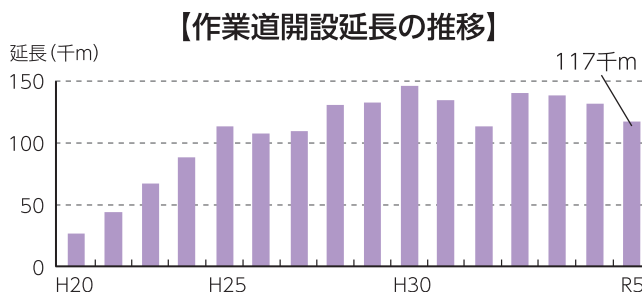
路網整備によって適切な森林整備や低コストな木材搬出ができます

林道の整備は、木材の搬出や森林整備のコスト削減に貢献し、生産性の高い林業を確立するために必要です。また、山村地域の生活道路としても重要な役割を果たしています。

最近では、林道と森林作業道を計画的に組み合わせるなど路網を効果的に配置し、間伐材を効率的に搬出・利用する取組が進みつつあります。

- 林道（自動車道）総延長.....992km
- 林道密度.....5.4m/ha

- ※**林道密度**：森林の単位面積（1ha）当たりの林道延長
- ※**森林作業道**：道路幅が2~3m程度で主として林業機械の通行が可能な道



▲林道



▲森林作業道

生産性向上のため高性能林業機械の利用を推進しています

年々充実する森林資源を有効活用するため、県産材の生産体制を強化しています。購入やレンタルにより、高性能林業機械の利用を推進しています。

なお、令和4年度末現在、県内の事業者で合計24台を保有しています。

- ※**高性能林業機械**：複数の作業を1台で行うことができる林業用の機械
- ※**スイングヤード**：簡易索張方式により、木材を集めることができる移動可能な機械
- ※**ハーベスタ**：立木を伐り倒し、枝を払い落とし、木材を自動で切りそろえることができる機械
- ※**フォワーダ**：伐採した木材を荷台に積み込んで運ぶ機械



▲スイングヤード



▲ハーベスタ

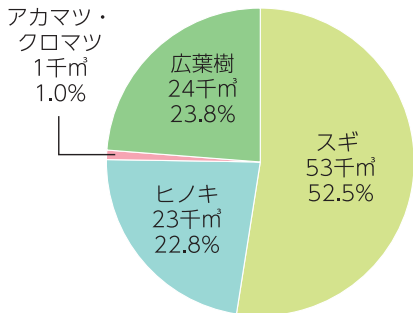


▲フォワーダ

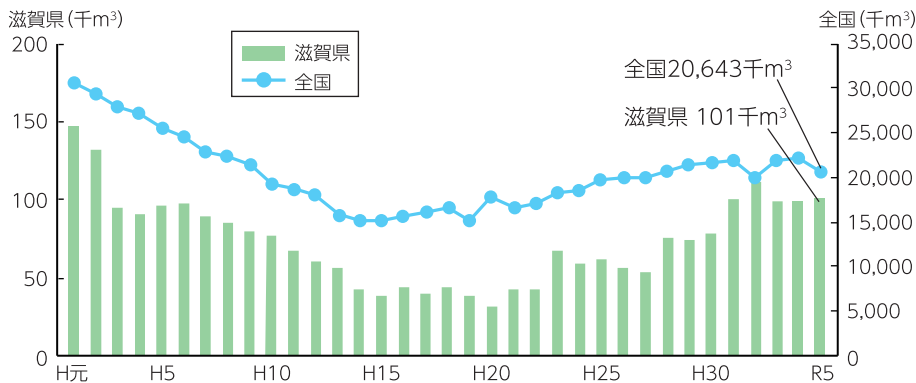
木材の生産量は、近年増加傾向にあります

木材の生産量は、長期的な木材価格の下落により減少を続けてきましたが、近年は製材や合板などで国産材の需要が増加しています。本県では、令和5年の県産材の生産量が101千m³であり、近年増加傾向にあります。

【樹種別木材生産量】

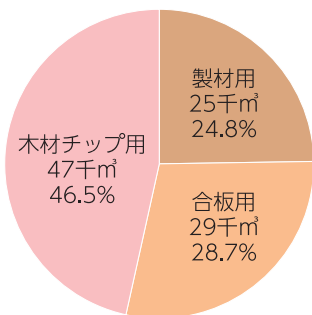


【木材生産量の推移】



※平成28年度までは農林水産省公表の木材統計の数値
平成29年度以降は、県独自調査の数値

【用途別木材生産量】



◀県産材供給基地としての役割を担う木材流通センター（東近江市）

県産木材を活用した住宅の新築等を推進しています

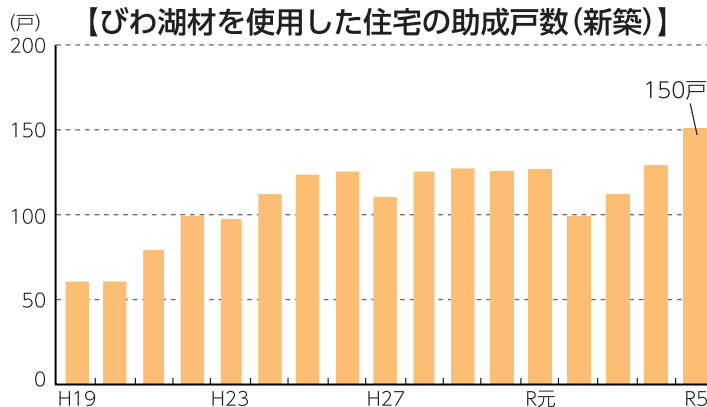
地球温暖化防止と木材の地産地消を進めるため、「びわ湖材」を使用した住宅等の新築、既存住宅等の木質化改修、木塀設置に対して助成しています。



▲びわ湖材を使用した住宅

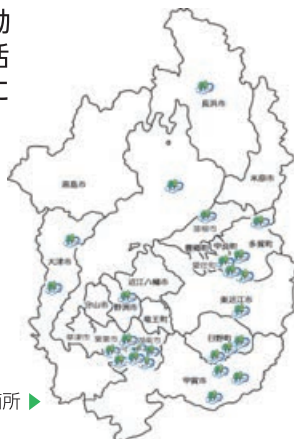
※びわ湖材：びわ湖材産地証明制度により、産地および合法性が証明される県産材

【びわ湖材を使用した住宅の助成戸数（新築）】



企業との協働による森林づくりが進んでいます

企業との協働による森林づくりを進めるため、活動フィールドの提供に関する森林所有者との調整や活動に関する所有者との協定締結の立ち会い、企業に対する情報提供などを進めています。



協定締結箇所 ▶

●琵琶湖森林づくりパートナー協定
(滋賀県企業の森づくり)
… 31協定 (令和6年3月末現在)



▲企業との協働による森林づくり

森林の大切さについてアピールしています

「びわ湖水源のもりづくり月間（10月）」を中心に、森林の大切さを広くPRするとともに、幅広い世代の方が楽しめる森林づくりの活動やイベントを開催しています。

- 広報活動……県広報誌「県政プラスワン」、チラシ、のぼり、ウェブサイトやラジオによる啓発 等
- 広報イベント…「水源の森オータムフェスタ」「森づくり県民講座」等（約1,585人）

イベント
＜イオンの森での植樹活動＞



▲植樹活動

イベント
＜水源の森オータムフェスタ＞



▲丸太イスづくり

イベント
＜緑の少年団地区交流会＞



▲森林観察

イベント
＜森づくり県民講座＞



▲竹林整備実践講座

多くの子どもたちが森林に関心をもてる機会をつくっています

森林環境学習「やまのこ」や「しが自然保育認定制度」の推進、緑の少年団への支援をとおり、子どもたちが健やかに育つ環境の充実を図るとともに、森林への理解と関心を深めます。

- しが自然保育認定制度
(令和6年8月1日現在)
……認定団体数 13団体
- 森林環境学習「やまのこ」事業
(令和5年度)
……実施学校数 231校
児童数 13,371人
- 緑の少年団 (令和6年7月1日現在)
……57団体 6,533人



▲森林環境学習「やまのこ」
(枝打ち見学)



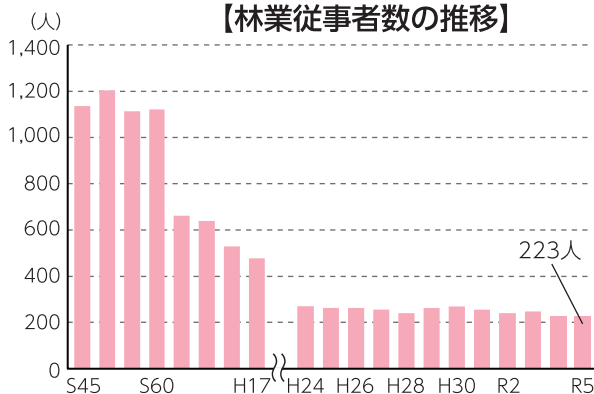
▲しが自然保育認定制度
(自然散策)

※緑の少年団：次代を担う子どもたちが、緑に関わる活動を通じて、心豊かな人間に育っていくことを目的とした自主的な団体

林業従事者の確保・育成に努めています

林業従事者数は、高齢化による影響もあり減少傾向にあります。本県では、林業従事者の確保・育成のため、滋賀もりづくりアカデミーによる人材育成、労働環境の改善に対する支援および森林・林業に関する技術・知識の普及指導を行っています。

【林業従事者数の推移】



▲作業道作設オペレーター研修

- 林業研究グループの現況
… 12グループ 413人
- 滋賀もりづくりアカデミー
… 既就職者コース 38人

令和5年度琵琶湖森林づくり事業の決算について

本県では、緑豊かな森林を守り育て、健全な姿で未来に引き継ぐために、平成18年度から「琵琶湖森林づくり県民税」を活用し、環境重視と県民協働による新たな森林づくりに取り組んでいます。

⑤ 森林の大切さをPR

協働の森づくりの啓発事業
【「びわ湖水源のもりづくり月間」活動イベントに1,585人が参加】

⑥ みんなで森づくり

森林・山村多面的機能
発揮対策事業
【15団体】
森の恵み活用促進事業
【7団体】

⑦ 木の良さを活かす

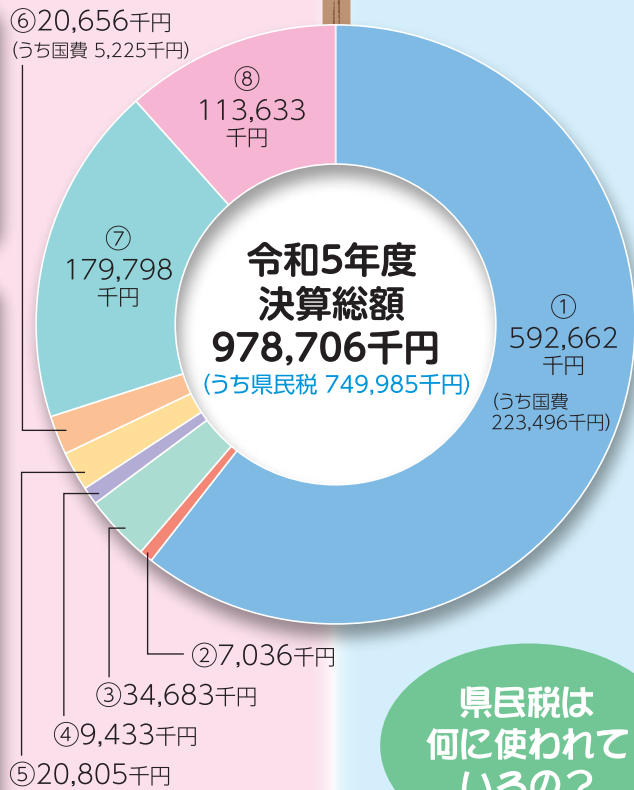
木の香る淡海の家推進事業
【新築150戸】
【木質化改修4戸】
【木塀設置4戸】
びわ湖材利用促進事業
【木製品19施設】
【木造公共施設7施設】
【木造建築セミナー6日】
【木育製品貸出48施設】
森の資源研究開発事業
【2団体への支援】
びわ湖材産地証明事業
【66,800㎡の証明】
未利用材利活用促進事業
【1,200t】
木育ビジネス化モデル事業
【2団体】

⑧ 森林環境学習

森林環境学習「やまのこ」事業
【231校】

環境重視

県民協働



① 健康な森林をつくる

環境林整備事業
【240ha】
農地漁場水源確保森林整備
事業
【347ha】

② 次世代の森創生事業

次世代森林育成対策事業
【8ha】

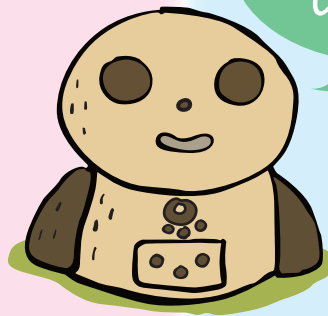
③ 間伐材の利用

地球温暖化防止対策
県産材供給支援事業
【32,096㎡の供給支援】
間伐材搬出対策事業
【8台の機械レンタル】

④ 災害に強い森林づくり

緩衝帯整備事業
【12ha】
風倒木等被害対策事業
【1ha】

県民税は
何に使われて
いるの？



しがの森の精・ボズー(BOZU)
琵琶湖森林づくりのシンボルキャラクターです。
原作:たなべひろし
制作:近藤卓也

※事業費は、ここに紹介した事業以外に、県庁内提案事業を含んでいます。

森林・林業についてのお問い合わせ先 (電話番号)

■ 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課	TEL 077-528-3914
びわ湖材流通推進課	TEL 077-528-3915
(林業普及センター)	TEL 077-587-2656
森林保全課	TEL 077-528-3932
■ 西部・南部森林整備事務所	TEL 077-527-0655
■ 西部・南部森林整備事務所高島支所	TEL 0740-22-6030
■ 甲賀森林整備事務所	TEL 0748-63-6116
■ 中部森林整備事務所	TEL 0748-22-7718
■ 湖北森林整備事務所	TEL 0749-65-6616

※表紙の写真について 上: 甲賀市の油日林木育種場の閉鎖型採種園
下: 甲賀市西部コミュニティセンター「みなくるプラザ」

目で見る森林・林業

編集・発行
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL: 077-528-3914
FAX: 077-528-4886
e-mail: dj00@pref.shiga.lg.jp

森林政策課ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/biwakokankyoubu/shinrinseisakuka/index.html>